

研究開発評価の全般的実施状況及び現場の実態・意識調査の結果について (案)

1 調査目的

現在の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 13 年 11 月：内閣総理大臣決定)に沿った評価の実施状況について総合科学技術会議がフォローアップを行うために、同会議評価専門調査会が行う調査検討の一環として実施。

調査結果については、フォローアップとして総合科学技術会議で取りまとめ、「評価における今後の課題と改善方向」(平成 16 年 5 月 25 日：評価専門調査会)と併せて、大綱的指針の具体的な改定の検討等に活用予定。

2 調査概要

調査としては、(1)評価の全般的実施状況について、省庁及び研究開発機関等に対して、評価に関する指針・規程等の整備状況の調査、評価の実施状況の調査を実施。

また、(2)今後の課題と改善方向に関する調査として、省庁 / 研究開発機関等の組織に対するアンケート調査、研究者等に対するアンケート調査を実施。

【調査の対象】

省庁：研究開発関係予算を有する省庁

下記の主な研究開発関係 8 省庁のほか、その他研究開発関係予算を有する省庁(財務省等)に対して調査(省庁により部分回答を含む。)

研究開発機関等：科学技術関係独立行政法人、大学(一部)等

研究開発機関[発送先 78 機関：回収数 75 機関：回収率 96%]

大学[発送先 543 大学：回収数 226 大学：回収率 42%]

研究者等：研究開発機関等の研究者、有識者等(無作為選定)

研究者(機関)[発送先 3000 人：回収数 822 人：回収率 27%]

研究者(大学)[発送先 3000 人：回収数 630 人：回収率 21%]

有識者(機関・大学を除く)[発送先 144 人：回収数 65 人：回収率 44%]

3 調査結果

(1)評価の全般的実施状況

評価に関する指針・規程等の整備状況

ア：省庁における研究開発評価指針等の整備状況

主な研究開発関係省庁(8 省庁^(注))においては、その施策や課題等に即した具体的な研究開発関連の評価指針等を整備し、それらをインターネット等で広く公表。(別添 1)

(注)主な研究開発関係省庁：文部科学省、経済産業省、防衛庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、総務省、環境省

【特徴】

各省庁では、現大綱的指針の制定や政策評価法の成立等を受け、評価指針等の見直しを実施。

各省庁における評価指針等の制定や改定にあたっては、審議会等の審議を踏

まえたり、パブリックコメントを導入するなど、策定プロセスの公正さ・透明性を確保。

各省庁が定めた評価指針等は、基本的には大綱的指針を受けた構成と内容。評価対象については、研究開発施策・研究開発課題を中心に各省庁で多様であり、大綱的指針と同様の枠組みで整理したものが5省（文部科学省、厚生労働省、国土交通省、総務省、環境省）独自の整理が3省庁（経済産業省、防衛庁、農林水産省）。

「研究開発施策」については、4省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、総務省）が「戦略等」を規定、また、多くの省庁で「制度等」について規定。いくつかの省においては、対象となる戦略、具体的制度、事業名等を明記。

「研究開発課題」については、各省庁とも具体的な評価方法を詳細に規定。

「研究開発機関等」については、全省庁が評価の基本的な考え方を規定（なお、農林水産省は農林水産省独立行政法人評価委員会の個別規定等により対応）。文部科学省においては、大学等や独立行政法人研究機関について配慮すべき事項を規定。

「研究者（等）の業績」については、5省が評価の基本的な考え方を規定（文部科学省、厚生労働省、国土交通省、総務省、環境省）。

外部評価については各省庁とも原則活用する旨、規定。

イ：研究開発機関等における研究開発評価指針等の整備状況

科学技術関係独立行政法人や国立試験研究機関などの研究開発機関においては、回答があった機関のうち9割以上（93%）の機関が指針・規程等を整備。資金配分機関については、回答のあった7機関すべてにおいて指針・規程等を整備。大学等においては回答があったもののうち約6割が全学・部局等で指針・規程等を整備。特に国立大学法人においては、回答のあった70校のうち54校（8割弱）が整備（別添2）。

【特徴】

研究開発機関の指針・規程等に定められている評価対象については、「研究開発課題」が約8割でもっとも多く、「研究開発機関等」が約6割、「研究者等の業績」は約5割。「研究開発施策」は2割程度。資金配分機関においては、「研究開発課題」についてはすべての機関で定められており、「研究開発機関等」が約4割、「研究開発施策」及び「研究者等の業績」が約2割。大学等の指針・規程等に定められている評価対象は、「機関・部局」が約6割でもっとも多く、「教員（研究者）等の業績」が6割弱（56%）、「研究（開発）課題」が約5割、「研究（開発）戦略・制度等」が3割程度。

指針・規程等を定めている57の研究開発機関のうち、21機関がすべてまたは一部の指針等をインターネット上で積極的に公表、5機関が公表予定もしくは検討中。資金配分機関においては同様に4機関が公表、1機関が公表予定。大学等については、指針・規程等を定めている112校のうち、24校がインターネット上で積極的に公表、15校が公表予定もしくは検討中。国立大学法人では19校がインターネットで公表、12校が公表を予定。独立行政法人をはじめとする研究開発機関においては、大綱的指針等の改定に伴って、外部評価に関する規定等を追記するなど、指針・規程等の見直し

を行った機関も少なくない。

指針・規程等を定めている大学等の6割強は、平成16年度以降に新たに策定(45大学)や見直し(29大学)を実施。平成16年4月からの国立大学の法人化や全大学等を対象とした認証評価機関による第三者評価の義務化を契機にする場合が多い。

評価の実施状況

ア：省庁における評価の実施状況

研究開発施策、研究開発課題、及び研究開発機関等の最近の評価の実施状況は別添3、別添4のとおり。

【特徴】

研究開発施策のうち、研究開発戦略等の評価実績については、3省(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)から実施した旨の回答が得られた(別添3)。研究開発戦略等の評価実績は平成13年度ゼロであったが、次第に実施省庁が増えつつある(別添4)。なお、省庁によっては、評価対象そのものが特定にくいということも考えられる。

研究開発施策のうち、研究開発制度等の評価実績については、6省(上記3省+総務省、経済産業省、環境省)から回答が得られた(別添3)。研究開発制度等の評価の実施も、平成13年度は3省であったが、平成15年度には6省に増加している(別添4)。この制度等の評価の実態は、評価対象のレベル(政策・施策・プログラム等)、評価組織の形態、評価の目的と枠組み等の点で多様である。

研究開発課題の評価実績については9省庁から回答が得られたが、課題評価は比較的早くから行われてきているため、今回の調査期間(平成13-16年度)においては、全体として、特記すべき評価実施件数の増加は認められない(別添4)。なお、省庁別にみた場合、競争的資金に特化した厚生労働省と重点的資金に特化した防衛庁、そしてこれらの資金制度を共に運用しているその他の省(財務省は除く)に分けられる。

評価時期のうち、事前評価・中間評価・事後評価については、事前評価と中間評価に比べ事後評価の件数が少ない傾向が伺えるが、全体として着実に実施されている(別添4)。

評価時期のうち、追跡評価については、経済産業省で重点的資金による課題を対象として先駆的に毎年1~2件行われているのみであり、その他の省庁では未実施である(別添4)。

研究開発機関等の評価については、独立行政法人の場合、同通則法に基づく評価の一環として、また、国立試験研究機関の場合、大綱的指針に基づき評価が行われている(別添4)。

外部評価については、主な研究開発関係省庁全てが一部または全部で活用。

イ：研究開発機関等における評価の実施状況

研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等、研究者の業績等の最近の評価の実施状況は別添5、別添6のとおり。

【特徴】

研究開発施策のうち、研究開発戦略等の評価実績については2機関（国土技術政策総合研究所、国土地理院）から回答が得られた（別添5）。なお、評価対象そのものが特定しにくいということも考えられる。

研究開発施策のうち、研究開発制度等の評価実績については、数多くの研究開発制度等を運営している資金配分機関1機関（独）科学技術振興機構：JST）から実施している旨の回答が得られた（別添5）。その他の機関については、制度評価そのものとしての評価は実施されていない。

研究開発課題の評価実施件数は、数多くの研究開発制度等を運営している資金配分機関が卓越している（別添6）。

評価時期のうち、事前評価・中間評価・事後評価については、各機関によって実施状況にばらつきが大きい。全体として評価に対する意識は高まりつつあるものの、一部の機関では全ての実施時期ではなく、特定時期のみに評価を行っている機関が見受けられる（別添6）。

追跡評価については、資金配分機関であるJSTにおいては、平成13年度以降行われており、NEDOにおいても平成16年度から行われているが、全体としては少ない状況である（別添6）。これら追跡評価の概要を別添7に示す。

競争的な性格を有する研究資金による課題の評価の実施については、研究開発機関でも5機関から回答が得られた。このうち、主な4機関（国立がんセンター研究所、（独）理化学研究所、（独）食品総合研究所、日本原子力研究所）の評価の概要を別添7に示す。

研究開発機関等の評価については、独立行政法人の場合、同通則法に基づく評価の一環として、また、国立試験研究機関の場合、大綱的指針に基づき評価が行われてきている。

研究者等の業績の評価を実施している機関は、回答のあった64機関のうち、30機関にとどまっている。

大学等においては、543校に発送した中、回答があった211校のうち、157校が何らかの評価を実施しており、そのうち、国立大学法人については9割以上の大学が取り組んでいるが、評価対象別としては、研究（開発）課題及び教員（研究者）等の業績の評価については6割弱、研究（開発）戦

略・制度等の評価は2割弱であった。なお、機関・部局の評価については自己点検・評価の義務付けにより8割弱であった。

外部評価については、回答のあった全ての資金配分機関が一部または全部で活用、回答のあった研究開発機関（資金配分機関を除く。）の約8割が一部または全部で活用。また、大学等では回答のあったうち、約3割が一部または全部で活用。

大綱的指針の下での評価への取組によって現れた影響

各省庁及び研究開発機関等に対する意識調査から、大綱的指針の下での研究開発評価への取組によって、次の進展及び問題点があることが伺える（別添8）。

【進展】

省庁や研究開発機関等の評価実施主体側と研究者など被評価者側で進展しているという見解がともに多く、一致した項目は以下のとおり。

- ・成果や効果、波及効果に対するこだわり（結果志向）
- ・評価結果の公表による透明性向上で適切な緊張感
- ・より広い社会経済的観点から実施の適否を判断・見直し
- ・外部評価者の意見を通じ組織や研究開発が外に開かれた

評価実施主体側で進展しているという見解が多い一方、被評価者側で否定的な見解が多く、見解が相違している項目は以下のとおり。（（）内は個別ケースごとの解釈）

- ・競争的で開かれた研究開発環境
- ・国民への説明責任、国民理解の増進
- ・予算、人材等の効率的な資源配分
- ・既存活動の見直しによる新たな取組の拡大
- ・優れた研究開発や人材を見出す
- ・研究者を励まし、挑戦することを支援する環境
（研究開発機関研究者の回答では、肯定20%、否定38%であり、そのような環境ができている状況とは言い難い。）
- ・施策や課題の内容をよりよいものにする
- ・課題等への取組方法や体制をよりよいものにする
- ・コストに照らした成果の妥当性という意識
- ・成果の受け手である国民の視点が常に意識される
（研究開発機関では、肯定67%、否定2%であるが、国民に近い有識者の回答では、肯定17%、否定27%であり、そのような状況まで進展しているとは言い難い。）
- ・評価者と研究者の意思疎通の向上
（研究開発機関では肯定61%、否定8%であるが、研究開発機関研究者の回答では、肯定18%、否定37%であり、意思疎通の向上があるとは言い難い。）
- ・評価の経験を学習しよりよい評価に生かす

【主要な問題点】

評価実施主体側と被評価者側がともに問題点あるという見解が多く、一致している項目は以下のとおり。

- ・評価に利用可能な適切な方法論（調査・分析・評価等）が乏しい
- ・評価に必要な研究者等の作業負担が過重

被評価者側に問題があるという見解が多い一方、評価実施主体側でこれに否定的な見解が多く、見解が相違している項目は以下のとおり。（（）内は個別ケースごとの解釈）

- ・評価がその意義や目的に沿って機能せず、形式化
（研究者の回答の半数以上が肯定的であり、問題がないとは言い難い。）
- ・評価が硬直的・高圧的に振り回されている
（研究者の回答の半数以上が肯定的であり、問題がないとは言い難い。）
- ・マネジメントサイクルが確立していない
- ・定性的・定量的評価が使いこなせず、評価の客観性に弱さ
- ・多重で未整理など評価の戦略的運営ができていない
- ・評価が研究者の前向きな動機付けにならず現場に反発や萎縮
（研究開発機関では肯定 11%、否定 48%であるが、研究開発機関研究者の回答では、肯定 55%、否定 14%であり、問題がないとは言い難い。）
- ・評価結果が十分に活用されず、現場に徒労感
（研究者の回答の半数以上が肯定的であり、問題がないとは言い難い。）
- ・優れた評価者が不足
（研究開発機関からの回答以外では半数内外の回答が肯定的であり、問題がないとは言い難い。）
- ・評価を企画・運営・実施する機関内外の専門性が乏しい
（研究開発機関からの回答以外では半数内外の回答が肯定的であり、問題ないとは言い難い。）
- ・評価に使える資金や人材等が少ない
- ・情報基盤（データベース）の整備が立ち遅れ

(2) 今後の課題と改善方向に関するアンケート結果

研究開発評価の実態や現場の意識について、アンケート結果の主なポイントは次のとおり。

【評価の意義】

「競争的環境」、「説明責任」、「資源配分」という現行の記述関連の選択肢に対する回答が多いのに加えて、「研究者を励まし挑戦意欲や創造性を高める」、「施策や課題の質の改善」、「優れた課題や人材の発掘」といった選択肢が今後重要という回答が多く、5月の結論と同様の結果となった（QA1）。

【評価の対象】

これまで重視してきた評価対象としては「機関」、「重点的資金による課題」、「研究者等の業績」が多かったが、これまで以上に重視していきたいという

評価対象としては「施策(戦略等)」と「施策(制度等)」が多かった(QA3)。このことから、今後「施策」に関する評価の内容を具体化していくとする5月の結論は妥当と考えられる。

【評価者等の責務】

「研究者の心構え」については、現行指針での「評価への協力」や「評価に積極的に参加」という選択肢よりも、「成果を出す責任感」、「困難な課題への挑戦意欲」、「説明責任を果たす」といった選択肢が多く選ばれており、5月の結論と同様の結果となった(QA4)。

「評価者の心構え」については、現行指針にある「研究開発をより良いものにする」、「厳正な評価を行う」とともに、「研究成果を厳しく問う」、「公正・公平な評価を行う」、「優れた研究開発や研究者を発掘し育てる」という選択肢が多く選ばれており、この点は5月の結論と同様であった。(QA5)

「評価実施主体が心を配ること」については、現行指針にもある「公平公正な評価の仕組みづくり」や「国民に対する説明」といった事項についての回答が多かったのに加え、5月の結論である「高い目標への挑戦を促す」についても回答が多かった。このほか、「研究開発等の質の向上や効率化」、さらに「研究者の本来の研究開発活動を妨げない」についても回答が多く、これについても記述することが適当である(QA6)。

【評価の目的】

評価の目的については、「評価の対象ごとに設定」と「評価の時期ごとに設定」という回答が多かった(QA13)。しかし、評価結果の活用に関する設問についてみると、「評価がその意義や目的に沿って機能せず形式化」という選択肢に対して機関からの回答は否定的である一方、研究者からの回答は肯定的であり、5月の結論のように活用との関連で評価の目的の設定にやや問題があると推察される(Q4b - 1)。

【評価者の選任(利害関係者)】

評価は「外部評価」を行っているという回答がほとんどであり、現行指針の「外部評価を積極的に活用する」は実行されていると考えられるが、同様に現行の「第三者評価」や「民間への委託による評価」の活用は低かった。また、「内部評価であっても出来る限り外部者の意見を聴く」についても回答が多く、これを追加することが適当である(QA7)。

「利害関係による弊害排除」については、現行指針にある「明確な在任期間の設定」や「(個別に)利害関係者を排除」が多かった。また、「利害関係者がやむをえず参加する場合もモラル向上と透明性確保で対応」についても解答が多く、これを追加することが適当である(QA8)。

【評価者の選任(専門家、有識者等)】

現在活用している評価者としては、現行指針にある「分野専門家」、「有識者」、「産業関係者」が多かった。また、現行指針では言及していない「分野横断的専門家」も多かった。また、確保したいが不足している評価者としては現行指

針にある「人文社会科学研究者」のほか、「分野横断的専門家」、「産業化・市場化の専門家」及び「評価専門家」との回答が多かった(QA9)。このため、5月の結論に加えて、「分野横断的な専門家」及び「産業化・市場化の専門家」を追加することが適当である。

【評価時期】

評価を実施している時期については、「事前」、「中間」、「事後」が多く、「追跡」はほとんどなかった。また、今後重視する時期としては「事後」が最も多く、次いで「事前」、「追跡」が多かった。したがって、5月の現状認識と同様の結果であった(QB1)。

予算要求前の事前評価については、「内部評価または自己評価」が多く、「外部者を活用した」ものは少なく、5月の現状認識と同様の結果となった(QB3)。中間評価については、「毎年」と「3年目」がほぼ同数であった。さらに、進捗度の点検など「毎年モニタリングを行う」ことについては、「必要」とする回答が「必要ない」とする回答をやや上回った(QB5)。

事後評価については「終了直後」に行っているものが多く、「優れた研究を切れ目なく行う仕組み」は「ない」という回答のほうが多かった(QB6)。

追跡評価については「実施していない」という回答がほとんどであったが、実施する時期としては「終了3年後」がよいとする回答が多かった(QB7)。

【評価の観点】

評価の観点に関しては、ほとんどの機関がすべての評価を必要性、効率性、有効性の観点から行っている。また、ほとんどの場合にこれら3つの観点ごとに具体的な評価項目や評価基準が明示されている(QB8)。

「必要性」の観点のうち「科学的・技術的意義」に関しては、現行指針では「独創性、革新性、先導性」が例示されているが、これらのほか特に研究開発機関からの回答では「発展性」が重要とするものも多かった(QB9)。

また、「科学的・技術的意義」にかかる評価項目については、特に基礎研究の場合「極めて重要」とする回答が多かった(QB11)。

「必要性」の観点のうち「社会的・経済的意義」に関しては、現行指針では「実用性」が例示されているが、「産業・経済活動の活性化・高度化」、「国際競争力の向上」、「知的財産権の取得・活用」、「社会的価値の創出」、「国益の確保への貢献」、「政策・施策の企画立案・実施への貢献」が重要とする回答が多かった(なお、「実用性」の選択肢は設定せず。)(QB12)。したがって、これらの項目を例示することが適当である。

また、「社会的・経済的意義」にかかる評価項目については、「あまり重要ではない」という回答が多かった(QB14)。

「必要性」の観点のうち「国家予算を用いた研究開発としての妥当性」については、現行指針では例示されていないが、「国や社会のニーズへの適合性」、「機関の設置目的や研究目的への適合性」、「国の関与の必要性・緊急性」、「他国の先進研究開発との比較における妥当性」が重要とする回答が多かった(QB15)。

また、「国家予算を用いた研究開発としての妥当性」にかかる評価項目につい

ては、特に事前評価において「極めて重要」とする回答が多かった（QB16）。これらのことから、「必要性」にかかる例示について、「科学的・技術的意義」に関しては、現行の3項目は極めて類似していることから、現行の例示から「革新性」を除き、「発展性」を加えることが適当である。また、「社会的・経済的意義」に関しては、5月の結論にある「競争力への貢献度」を「産業・経済活動の活性化・高度化」及び「国際競争力の向上」に変更するとともに、新たに「知的財産権の取得・活用」、「社会的価値の創出」、「国益の確保への貢献」、「政策・施策の企画立案・実施への貢献」を加えることが適当である。さらに、「必要性」の観点として「国家予算を用いた研究開発としての妥当性」を追加し、例示として、5月の結論にある「国の関与の必要性」を「国の関与の必要性・緊急性」に変更するとともに、新たに、「国や社会のニーズへの適合性」、「機関の設置目的や研究目的への適合性」、「他国の先進研究開発との比較における妥当性」を加えることが適当と考えられる。

「効率性」の観点のうち、「研究開発の体制」に関しては、現行指針では「計画・実施体制の妥当性」が例示されているが、実質的にこの内容にあたる「人材編成など研究実施体制」、「課題等の企画立案体制」などが重要とする回答が多かった（QB18）。

「効率性」の観点のうち、「研究開発への取組み方（マネジメント）」に関しては、現行指針では例示されていないが、「目標管理や達成管理の枠組み/手法」、「目標の達成時期」、「費用構造や費用対効果」、「人材の活性化・能力開発」、「研究開発の手段やアプローチ」など多様な項目が重要とする回答が多かったが、回答者の属性により、これら項目間のウェイトは異なった（QB21）。これらのことから、「効率性」にかかる例示については、現行の「計画・実施体制の妥当性」のほか、「目標・達成管理の妥当性」や「費用構造や費用対効果の妥当性」、「研究開発の手段やアプローチ」を加えることが適当と考えられる。

「有効性」の観点のうち、「直接的な成果（アウトプット）」に関しては、現行指針では「目標の達成度」、「新しい知の創出への貢献」が例示されているが、「直接の成果（アウトプット）の内容」、「目標の実現可能性（有効な手段の存在など）」などが重要とする回答も多かった（QB24）。

「有効性」の観点のうち、「研究開発の効果（アウトカム）や社会経済的波及効果（インパクト）」に関しては、現行指針では「社会・経済への貢献」及び「人材の養成」が例示されているが、「効果や波及効果の内容」や「実用化・事業化等への見通し」、「研究開発の質の向上への貢献」、「政策・施策の企画立案・実施への貢献」が重要とする回答が多かった（QB27）。

これらのことから、「有効性」にかかる例示については、「目標の実現可能性（有効な手段の存在など）」、「直接の成果（アウトプット）の内容」、「効果や波及効果の内容」、「研究開発の質の向上への貢献」を追加することが適当である。

【評価手法】

評価手法に関しては、現行指針では「成果の質を重視した定量的な評価手法の開発」を進めること、「あらかじめ設定した目標の達成度等の客観的指標を

活用」すること及び「定量的な手法が困難な場合には可能な限り客観的なデータ等を活用」することとされているが、回答ではこれらのほか、「経験豊かで優れた評価者の選定」や「多様な評価手法の活用」、「効果や波及効果の把握手法の開発・活用」が重要とするものが多かった（QB31）

また、評価時期別では、事前評価では「優れた評価者の選定」、中間評価では「質を示す定量的な評価手法の開発・活用」及び「明確な目標やマイルストーンの設定とこれらに照らした評価」、事後評価では「質を示す定量的な評価手法の開発・活用」、追跡評価では「効果や波及効果の把握に関する手法の開発・活用」が、それぞれ重要という回答が多かった（QB31）

これらのことから、5月の結論に加え、「経験豊かで優れた評価者の選定」を記述することが適当である。

【柔軟な評価方法の設定】

評価方法等の設定については、現行指針では「研究開発の内容や性格に応じて適切な観点を設けるなど柔軟に実施」することとされているが、回答では「評価目的」、「評価の観点・項目」、「評価基準」、「評価手法」、「評価過程・手続き」のそれぞれについて、「研究開発の内容や性格ごと」に加えて、「評価の対象ごと」（注：施策、課題等の別を指す。）及び「評価の時期ごと」（注：事前、中間等の別を指す。）に設定しているとするものが多かった。このため、5月の結論にある「評価の対象・目的・時期等の場合に応じて」を「研究開発の内容や性格、評価の対象・目的・時期等の場合に応じて」とすることが適当である（QA13）

また、現行指針では、基礎研究については短期間に成果が現れないことから「画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意」することとされているが、回答では「基礎的研究などで成果・効果の測定が困難な場合には「研究開発体制」、「管理運営」及び「目標達成に向けたアプローチの妥当性」に着目して評価しているとするものが多かった（QA15）。したがって、5月の結論に加え、「目標達成に向けたアプローチの妥当性」を記述することが適当である。

【評価方法の周知】

評価方法の周知については、現行指針では「あらかじめ評価方法（評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に周知」することとされている。回答では、研究開発機関側は大半がこれらの項目を周知しているとしているが、研究者側からは「評価基準」、「評価手法」や「評価結果の活用方法」についてはあらかじめ周知されているとの回答は少なかったが5月の結論を変更する必要はないと考えられる（QA18、研究者 Q8）

【評価に伴う過重な負担の回避】

評価に伴う負担の回避については、現行指針では「既に行われた評価結果の活用」、「評価目的や対象に応じ可能な限り簡略化」、「研究開発側であらかじめ適切な関係資料を整理しておく」という例示がなされているが、回答でも

同様の選択肢が多く選択されている（QA19）。また、これらのほか、「少ない労力のできる評価手法の開発」、「評価が自己目的化しないよう意識を統一」、「評価に習熟した評価担当者及び評価者の配置」に対する回答も比較的多く、これらについても例示することが適当である。また、「関係資料の整理」に関連しては、「資料を蓄積・共用化し重複して求めない」という選択肢が多く選ばれており、現行指針のように研究開発側だけではなく「評価側でも重複を避けるための努力が必要」であることに言及することが適当と考えられる。

【評価結果の活用】

評価結果の活用に関しては、現行指針では評価開始時点において活用方法を明らかにする等については言及していないが、研究者側からはあらかじめ活用方法を明らかにしてほしいという回答が多かった（研究者 Q8）。

また、評価を受けることについての被評価者側のインセンティブについては、「研究の継続や次の段階の研究の実施」、「研究体制の充実（研究費の増額など）」といったことがインセンティブとして重要という回答が多く、5月の結論の「何らかのインセンティブを工夫」だけではなくさらにこれらの具体的例示を盛り込むことが適当と考えられる（QB34）。

さらに、評価時期別の具体的な活用のあり方については、事前評価では「優れた提案・計画の採択」、「提案・計画内容の向上」、「優れた研究開発体制の構築」、「予算や人材等の資源配分への反映」が、中間評価では「研究の進捗度の点検と目標管理」、「研究開発の質の向上と研究者の意欲喚起」、「予算や人材等の資源配分への反映」が、事後評価では「計画の目的や目標の達成・未達成の確認」、「次の段階への移行の是非判断」、「次の政策・施策形成への活用」、「国民への説明」が、また、追跡評価では「効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）の確認」、「国民への説明」、「次の研究開発や政策・施策形成」が、それぞれ回答の多い選択肢であった（QB33）。したがって、これらの例示を行うことが適当である。

【評価結果の活用（研究者の業績）】

研究者の業績に関する評価結果の活用については、現行指針では「その処遇等に反映」させることとしているが、研究機関が工夫している被評価者へのインセンティブとしても、研究者が望む反映の仕方としても、「研究開発体制の充実（研究費の増額など）」が最も多く、次いで「研究開発の継続や次の段階の研究開発の実施」、「昇格やポスト登用の審査への活用」、「勤勉手当や年俸への反映」、「自由な研究開発環境の付与」が多かった（QC5、研究者 Q25）。したがって、5月の例示に加え、「研究開発の継続や次の段階の研究開発の実施」も記述することが適当である。

【評価内容等の被評価者への開示】

評価内容等の被評価者への開示については、現行指針では「評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果（理由を含む）を開示」とするとともに、「被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備」することとなっているが、回答ではこれらに加え、研究機関及び研究者双方から「被

評価者が異議申し立てすることができる」ことが重要であるというものが多かった（QA20、研究者 Q10）。このようなことから、本件については5月のとりまとめで項目を立てていなかったが、新たに項目を立て、現行の記述内容に加えて「可能な場合には被評価者が異議申し立てすることができる仕組みを検討する」という趣旨の記述を追加する。

【評価実施体制の充実】

評価実施体制の充実については、現行指針では「研究経験のある人材を確保して評価」、「研修等を通じて評価人材を養成」、「評価に必要な予算、人材等の資源を確保」が記述されているが、回答では特に、今後「評価に必要な調査分析等に必要な予算及び人材の確保」が重要であるとするものが多かったほか、現行の記述内容以外で今後重要とされているものでは「評価システム高度化のための調査研究」、「外部の評価専門機関の活用」、「評価部門に専門性が蓄積するように人事制度等で配慮」、「評価者を評価する仕組みを作る」等があった（QA23）。このため、5月の結論に加え、これらの事項についても記述を追加することが適当である。また、5月の結論にあった「評価者へのインセンティブの付与」については、重要との回答が少なかったことから、削除することが適当である。

4 調査結果の総括

(1) 研究開発評価の全般的実施状況

省庁・研究開発機関等別の評価の実施状況

研究開発関係省庁においては、具体的な指針等の整備、研究開発課題や研究開発機関の評価の実施など、評価に対する取組は着実に根付きつつある。一方、研究開発施策の評価については、個別制度等に関する評価の取組が一部で開始されているが、研究開発戦略等、より上位の施策・政策については実績が少なかった。また、評価時期別では、事前、中間及び事後評価については着実に実施されてきているが、追跡評価は、一つの省において課題の一部を対象に実施されているのみで、ほとんど実績がない状況であった。

研究開発機関等においては、全般に評価に対する意識は高まりつつあるものの、具体的な評価に対する取組状況は機関によってばらつきがある。例えば、評価対象・評価時期とも幅広く積極的な取組を行っている資金配分機関等がある一方で、中間評価のみ実施している機関や基盤的資金による課題や研究者等の業績の評価が未実施の機関も存在している。全般的には研究開発施策は評価実績が乏しく、また、評価時期別では追跡評価の実績は省庁の結果と同様に少ない。

大学等においては、回答があった中、国立大学法人をはじめとして評価に対する意識は高まりつつあるものの、全般的には具体的な指針等の整備や公表状況、また、個々の評価の実施について、取組は必ずしも十分とは言い難い。

評価の全般的進展状況及び問題点

大綱的指針の下での主な進展としては、評価を通じてそれまで以上に研究開発の成果が問われ、研究開発現場に適切な緊張感と成果に対するこだわりが生まれてき

たこと、これまでややもすると研究開発機関の内部など狭い範囲での論理で遂行されてきた研究開発が、評価を通じて外部に開かれ、社会・経済といった視点から研究開発活動の適否が見直されるようになってきたことが挙げられる。

また、主な問題点としては、評価を実施することによる研究者への作業負担が過重となる傾向や、評価が形式化したり目的に沿って十分活用されないなどの場合も見られること、信頼性のある評価実施のために必要な調査・分析や評価のための適切な手法が未だ十分現場に定着していないことが挙げられる。

(2) 研究開発評価の今後の課題と改善策

平成16年5月の評価専門調査会において評価に係る事例をもとにとりまとめた「評価における今後の課題と改善方向について」の中で、改善方向のポイントとして、

創造への挑戦を励まし成果を問う評価

世界水準の信頼できる評価

活用され変革を促す評価

を示すとともに、現在の大綱的指針の項目に沿った具体的な改善方向のポイントを示したところである。

これらの改善方向のポイントを踏まえ、今回、研究開発評価現場の実態・意識調査を実施したところ、次の結果となった。

に関しては、

研究者を励まし、挑戦を支援する状況には、必ずしもなっていない、

評価が硬直的・高圧的に運用されていると受け取られているケースも多い、

評価が研究者の前向きな動機付けになっていないことから、研究開発の現場に反発や萎縮が少なからず見られる、

との結果であり、評価を行うことが却って研究者の挑戦を妨げたり萎縮させる原因になっている面がかなり見受けられることから、今後は成果を問うことだけでなく挑戦を励ます面も重要である

に関しては、

評価に必要な調査・分析・評価手法など、適切な方法論が乏しい、

優れた評価者や機関内外の専門性が全般に不足している、

との結果であり、信頼性の高い評価を行うために必要な手法、人材が不足していることから、評価の高度化のため評価技術や評価者の充実などのための具体的な体制整備が必要である。

に関しては、

評価が目的に沿って機能せず形式化している場合や評価結果が十分に活用されず現場に徒労感がある場合が少なからず見られる、

との結果であり、評価結果が研究開発の継続・見直しや資源配分、よりよい政策・施策の形成等に活用されるように徹底していくことが必要である。

以上、5月にまとめた改善方向のポイントを裏付ける調査結果となったところである。

各省庁における研究開発評価指針の整備状況

表 1 研究開発評価指針の整備状況及び公開状況

省庁名	代表的な指針の名称	公表状況
文部科学省	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針	すべてについてインターネット上で公表
経済産業省	経済産業省技術評価指針	
防衛庁	防衛庁研究開発評価指針	
厚生労働省	厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針	
農林水産省	農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針	
国土交通省	国土交通省研究開発評価指針	
総務省	総務省情報通信研究評価実施指針	
環境省	環境省研究開発評価指針	

各省庁から送付を受けた回答様式（1）を基に作成（12月10日現在）
詳細は参考資料1及び2

表 2 研究開発評価指針の策定及び改定の背景

指針策定及び改定の背景	省庁名
旧大綱的指針の決定（H.9）	郵政省・農水省・通産省・科技庁・文部省など（H.9） 厚生省・環境庁・運輸省・防衛庁など（H.10）
	経産省（機関評価の追加。H12.5）
省庁再編（H13.1）	経産省（H12.12）
第2期科学技術基本計画（H13.3） 政策評価法成立（H13.6 / H14.4 施行） 大綱的指針の改定（H13.11）	農水省・厚労省・経産省（H.13） 防衛庁・経産省・環境省・農水省・国交省・文科省・ 総務省・厚労省（H.14）
（独）情報通信研究機構の発足（H16.4）	総務省
【今後の改定予定】	
16年度中：指針策定後の新規事業を適用範囲に追加	環境省
16年度末：防衛庁長官指示	防衛庁
17年度：農林水産研究開発基本計画の策定等	農水省

各省庁の研究開発評価指針及び各省庁から送付を受けた回答様式（1）を基に作成（12月10日現在）
詳細は参考資料2

表3 各省庁の研究開発評価指針における評価対象の整理

文部科学省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。「大学等における学術研究の評価」や「独立行政法人研究機関の評価」に関しては、特に配慮すべき事項を整理(第4章 研究開発や機関の特性に応じた配慮事項)
経済産業省	評価対象について、独自の整理・類型化を行う(. 評価の種類と実施方法)。 「施策評価」、「研究開発制度評価」、「プロジェクトに関する評価」、「研究開発以外の技術に関する事業」、「競争的資金による研究課題に関する評価」、「分野別評価」、「追跡評価」、「機関評価」
防衛庁	評価対象を、「事業評価」、「分野別評価」、「制度評価」及び「機関評価」の4つに類別(評価の実施)
厚生労働省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。研究開発施策について、対象となる具体的事業名を明記(第3章 対象範囲)。研究開発機関等については、対象を別紙で規定。
農林水産省	評価の種類として、「研究分野別評価」、「研究制度評価」、「研究課題評価(プロジェクト研究評価/競争的資金による研究評価)」を規定(第2 評価の種類と実施体制)
国土交通省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。研究開発機関等については、対象となる機関を明記(第1章 2. 評価対象の範囲)
総務省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。研究開発施策のうち、戦略については情報通信研究開発・標準化戦略その他の研究開発に関する指針を指定、制度については以下の類型に整理(第2章 1. 評価対象の区分) 「競争的研究資金(課題公募型)」、「重点的資金(委託先公募型)」、「重点的資金(独立行政法人委託型)」、「助成金」、「その他の研究開発支援(施設整備等)」 4つの評価対象のそれぞれについて、具体的制度名等を参考資料 に明記。 情報通信分野の研究開発に限定(消防分野については規定せず)
環境省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。4つの評価対象のそれぞれについて、具体的事業名等や機関名等を明記。(第2章 評価の範囲、実施主体)

各省庁の研究開発評価指針を基に作成

表4 各省庁の研究開発評価指針が評価対象として規定しているもの
 (: 当該指針の対象)

	文部科学省	経済産業省	防衛庁	厚生労働省	農林水産省	国土交通省	総務省	環境省	計
研究開発施策									8
戦略等									4
制度等									7
研究開発課題									8
競争的研究資金									7
重点的資金									8
基盤的資金									5
その他									2
研究開発機関等									7
機関運営面									5
研究開発の 実施・推進面									2
その他									2
研究者等の業績									5

各省庁の研究開発評価指針及び各省庁から送付を受けた回答様式(1)を基に作成(12月10日現在)

表5 各省庁の研究開発評価指針における外部評価の位置づけ

省庁	指針における記述
防衛庁	技術開発又は技術研究に拘わらず、研究開発の実施に関して <u>技術的観点から行われる評価</u> については、 <u>外部評価を実施することが適切である</u> と考えられる。
総務省	評価実施主体は、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする <u>外部評価を積極的に活用するものとする。</u> 外部評価については、評価対象別及び評価の時期別に詳細に規定。
文科省	評価の公正さを高めるために、評価実施主体は、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする <u>外部評価を積極的に活用する。</u>
	重点的資金の評価・・・用いられる資金の額が高額のものがないため、評価実施主体は、 <u>原則として外部評価を活用するとともに、科学的・技術的観点からの評価に加え社会的・経済的観点からの評価を行うなど、より慎重な評価を行う。</u>
	基盤的資金の評価・・・ <u>必ずしも外部評価を求めるものではない。</u>
厚労省	評価実施主体は、評価の客観性・公正さ・信頼性を確保するために、 <u>外部評価を実施することを原則とする。</u>
	基盤的資金の評価・・・研究開発機関の長において、研究開発機関の目的等に照らして、重点的資金による研究開発課題の評価方法を参考としつつ、評価方法を適切に選定し、実施するものであり、 <u>必ずしも外部評価を求めるものではない。</u>
農水省	特に規定なし。 (参考)外部評価者の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないように、明確な任期を設定するものとする。
経産省	評価を行う場合には、被評価者に直接利害を有しない中立的な者である <u>外部評価の導入等により、中立性の確保に努めること。</u>
	追跡評価・・・パネルレビュー又は第三者機関への委託による外部評価を原則とする。
国交省	研究開発課題の評価・・・評価の公正さを高めるために、評価の特性に応じて評価実施主体にも被評価者にも属さない者を評価者とする <u>外部評価を活用する。</u>
	重点的資金の評価・・・ <u>外部評価を積極的に活用して評価を実施する。</u>
環境省	評価の公正さを高めるために、 <u>外部評価を積極的に活用する。</u>

各省庁の研究開発評価指針を基に作成（12月10日現在）

各省庁における研究開発評価指針・規程等の整備状況（詳細）(2/2)

		: 当該指針・規程等の対象												
		研究開発施策			研究開発課題				研究開発機関等				研究者等の業績	その他の評価
		戦略等	制度等	その他	競争的研究資金	重点的資金	基盤的資金	その他	機関運営面	研究開発の実施・推進面	その他			
総務省	総務省情報通信研究評価実施指針													
環境省	環境省研究開発評価指針													
法務省	法務総合研究所研究評価実施要領													
財務省	政策評価に関する基本計画													
	財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領													

各省庁から送付を受けた回答様式(1)を基に作成(12月15日現在)

各省庁における研究開発評価指針・規程等の策定プロセス、
改訂の経緯・予定及び特筆すべき点 (1/3)

指針・規程等の名称	公表の有無と方法	指針・規程等の策定プロセス	改訂経緯（今後の予定を含む）と主な改訂のポイント	特筆すべき点など	
文部科学省	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針	公表（印刷物、web） 文部科学大臣決定	・ 文部科学省における科学技術・学術審議会の建議（14.6.14）を踏まえて策定	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術と学術の研究開発に関する評価の考え方を1つの指針として取りまとめ。 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」で指摘された、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映に対応。 優れた研究開発を進める原動力たる研究者の意欲に配慮するとともに、その自律性、自己責任を重視。 研究開発課題や研究者等の業績の評価から、機関や制度の評価、さらには研究開発戦略に至る評価の階層構造の明確化。また、企画立案、実施、評価、反映といった研究開発における循環過程（いわゆる「マネジメント・サイクル」）を強調。 	
		公開 URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/main11_a4.htm			
	文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針	公表（web） 文部科学省独立行政法人評価委員会における決定（14.3.22）			
		公開 URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingii/dokuritu/gijiroku/007/sonota/030201.htm			
	「革新的原子力システム技術開発公募」公募要項	公表（web） 文部科学省内事務局にて原案を作成後、原子力システム研究開発検討会に諮り、公募要項を策定。	<ul style="list-style-type: none"> H15.7.2：平成15年度公募開始に伴う変更 採択予定件数等募集条件の変更 H16.5.27：平成16年度公募開始に伴う変更 制度の統合による募集区分の変更、経済産業省との対象事業範囲区分の変更等 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、平成14年度より炉分野、サイクル分野について、「革新的原子力技術開発委託費」、「核燃料サイクルシステム技術開発委託費」として課題の募集を行い、実施していたものを、平成16年度より制度の見直し、統合を行い「革新的原子力システム技術開発委託費」として実施するものである。 	
		公開 URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/05/04052402/001/001.pdf			
平成16年度公募要領	公表（web、プレス資料配付） 文部科学省内の担当部署（科学技術・学術政策局調査調整課科学技術振興調整費室）において案を作成し、総合科学技術会議の確認を経て決定する。			<ul style="list-style-type: none"> 各年度、総合科学技術会議が決定する科学技術振興調整費の配分の基本的考え方を踏まえて作成。公募要領においては、申請の要件等を定めるとともに、プログラムごとに審査基準を明記している。 	
	公開 URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chousei/index.htm				
平成16年度科学技術振興調整費による実施課題選定のための審査要領	公表（web） 文部科学省内の担当部署（科学技術・学術政策局調査調整課科学技術振興調整費室）において案を作成し、科学技術振興調整費審査会の審議を経て決定する。			<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、審査を実施する前に、審査の実施方法等について定めるもの。審査基準については公募要領において既に定めている。 	
	公開 URL :				
科学技術振興調整費による実施課題の中間及び事後評価の進め方について	公表（web、プレス資料配付） 文部科学省内の担当部署（科学技術・学術政策局調査調整課科学技術振興調整費室）において案を作成し、研究評価部会の審議を経て決定・改定する。	<ul style="list-style-type: none"> H14.9.5：前年度の評価を踏まえた改正評価結果の選定者への通知、また、実施課題等の改廃、プログラムの評価、調整費の配分方針等に反映させることを明記 H15.9.15：前年度の評価を踏まえた改正プログラムオフィサー制度の導入、評価結果の公表 H16.9.14：前年度の評価を踏まえた改正制度の変更に伴う微修正 	<ul style="list-style-type: none"> 評価の基本的な考え方を示すものであり、毎年度、本方針を踏まえ、具体的な評価の実施方法について定めることとしている。 		
	公開 URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chousei/index.htm				
平成16年度科学技術振興調整費による実施課題の中間及び事後評価の実施について	公表（web、プレス資料配付） 文部科学省内の担当部署（科学技術・学術政策局調査調整課科学技術振興調整費室）において案を作成し、研究評価部会の審議を経て決定・改定する。			<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、評価の実施前に、科学技術振興調整費による実施課題の中間及び事後評価の進め方についてを踏まえて、評価の実施方法等について定めるもの。 	
	公開 URL :				
経済産業省	経済産業省技術評価指針	公表（web） 経済産業省告示により制定	<ul style="list-style-type: none"> H9.8.15：旧大綱的指針の決定に伴い、技術評価のための全省的ガイドラインとして制定 H12.5.11：機関評価追加 H13.5.28：科学技術基本計画の決定に伴い、評価類型（競争的資金等）の追加 H14.4.1：政策評価法の施行に伴い、政策評価を位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> 大綱的指針に準拠、省内における研究開発課題等の評価は本指針に基づき評価を実施（注：大綱的指針と本指針では用語等の定義・範囲が異なる場合がある。） 附帯基準等：標準的評価項目・評価基準について 評価実施時の利用基準等：技術評価マニュアル 	
		公開 URL : http://www.meti.go.jp/policy/tech_evaluation/houritsu_shishin/b0000000.html			
	経済産業省独立行政法人評価委員会令	公表（経済産業省六法） 政令により制定			
	経済産業省独立行政法人評価委員会運営規定	公表（委員会資料等） 経済産業省独立行政法人評価委員会において制定			
各独立行政法人における業務の実績の評価基準	公表（委員会資料等） 経済産業省独立行政法人評価委員会の分科会（独立行政法人毎に設置）等において制定				
防衛庁	防衛庁研究開発評価指針	公表（web）	<ul style="list-style-type: none"> 今年度末：長官指示による改訂 - 実効性向上のため 	<ul style="list-style-type: none"> 指針は試行中であり、対象の中で実績を有するものは研究開発課題評価の重点的資金のみ 	
		公開 URL : http://www.jda.go.jp/library/archives/kaihatsu/shishin.htm			

各省庁における研究開発評価指針・規程等の策定プロセス、
改訂の経緯・予定及び特筆すべき点（2/3）

指針・規程等の名称	公表の有無と方法	指針・規程等の策定プロセス	改訂経緯（今後の予定を含む）と主な改訂のポイント	特筆すべき点など	
厚生労働省 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針	公表（web）	大臣官房厚生科学課長決定（第10回厚生科学審議会科学技術部会（H14.7.19）において審議の上、通知）	<ul style="list-style-type: none"> H10年：厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針 - 平成10年厚生省告示第6号（新設） H14.9.9：大綱的指針の決定に伴い改訂 - （1）評価の対象範囲に係る事項、（2）評価における公正さと透明性の向上に係る改正、（3）評価時期及び追跡評価の試行に係る事項、（4）研究開発の規模等に応じた適切な評価に係る事項、（5）競争的資金における事前評価、中間評価及び事後評価の評価方法に係る事項、（6）重点的資金及び基盤的資金による研究課題の評価方法の明確化に係る事項 	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 1. 平成15年度厚生労働科学研究費の手引き 2. 厚生労働科学研究費補助金研究事業の概要 3. 厚生労働科学研究費補助金の成果の評価（平成15年度報告書） 4. 厚生労働省の平成17年度研究事業に関する評価（予算概算要求前の評価）について 5. 厚生労働科学研究各研究事業運営規定等一式 6. 保健医療分野における基礎研究推進事業評価実施要項 7. 研究機関評価運営規定等一式 	
	公開 URL : http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/sisin/index.html				
厚生労働省 厚生労働省における政策評価に関する基本計画	公表（web）		<ul style="list-style-type: none"> 14.4.1：厚生労働省における政策評価に関する基本計画 - 平成14年4月1日厚生労働大臣決定（新設） 15.4.1：初年度（14年度）の政策評価の実施状況を踏まえた一部改訂 <ul style="list-style-type: none"> 政策体系の整理 評価対象の整理 政策評価に関する有識者会議の設置等 16.4.1：15年度の政策評価の実施状況を踏まえた一部改訂 <ul style="list-style-type: none"> 実績目標の整理、評価指標の見直し 事業開始から一定期間経過後事業評価方式による事後評価を実施等 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の政策に関する評価にあたっては「国の研究開発に関する大綱的指針」等の内閣の基本方針を踏まえて実施することとされている。 	
	公開 URL : http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/waku/kihon/index.html				
農林水産省 農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針	公表（web）	農林水産技術会議にて審議・決定	<ul style="list-style-type: none"> H14.5.21：平成13年11月国の大綱的指針の発展的見直し、政策評価法の成立に伴う改訂 - 研究制度評価の事前評価の実施、研究開発課題に関する評価の時期の改訂、競争的資金による課題の評価に係る事項の追加、研究開発の規模に応じた評価方法の適用の追加 H17年度中：農林水産研究開発基本計画の策定等（大綱的指針の改定（予定））に伴う改訂 - 農林水産研究開発基本計画の着実な達成に向けた評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省における研究・技術開発の評価は、大綱的指針、政策評価法（政策評価法に基づき策定される農林水産省政策評価基本計画）に基づいて、農林水産技術会議により厳格かつ厳正に実施。 	
	公開 URL : http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/menu.htm				
	各独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準	公表（web）	農林水産省独法評価委員会農業技術分科会において審議、決定。	<ul style="list-style-type: none"> H16.3.24：前年度基準との主な相違点 - 農業・生物系特定産業技術研究機構の統合による新たな業務の評価基準の設定 	
公開 URL : http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/dokuho.html					
国土交通省 国土交通省研究開発評価指針	公表（web）	「国土交通省研究開発評価指針」を策定（H14.6）			
	公開 URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/te/hyouka/sisin.pdf				
	国土交通省政策評価基本計画	公表（web）	省議決定（H16.7.30）		<ul style="list-style-type: none"> 毎年度の改定は政策評価に係る部分についてのものであり、研究開発課題評価については改定なし。
	公開 URL : http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/15/150812_.html				
	平成16年度国土交通省事後評価実施計画	公表（web）	省議決定（H16.7.30）		<ul style="list-style-type: none"> 中間評価を実施する研究開発課題及び事後評価を実施する研究開発課題を規定。
	公開 URL : http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/15/150812_.html				
国土交通省 独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針	公表（web）	国土交通省独立行政法人評価委員会にて「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」を決定（H14.2.1）	<ul style="list-style-type: none"> H15.3.18：「個別業務評価」を「業務運営評価」と一体化するとともに、2段階評価から4段階評価へ変更 H16.2.23：「総合的な評定」について、3段階評価から4段階評価へ変更 		
	公開 URL : http://www.mlit.go.jp/singikai/dokuritsu/images/housin.pdf				
	建設技術研究開発助成制度募集要領	公表（web）	「平成13年度建設技術研究開発助成制度募集要領」を策定（H13.6）	<ul style="list-style-type: none"> H14.4：平成14年度の募集要領の策定 H15.3：平成15年度の募集要領の策定 H16.3：平成16年度の募集要領の策定 	
公開 URL : http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/13/130224/02.pdf					
海上保安庁海洋情報部研究実施細則	非公表	昭和48年「海上保安庁研究管理規則」	<ul style="list-style-type: none"> H13.1.30：名称の読替（省庁再編） H14.3.29：名称の読替（組織再編） H15.4.9：インターネットを利用した公表（評価の公表） 		
海上保安庁海洋情報部研究職員業績審査委員会要領	非公表	国の研究評価に関する大綱的指針、国土交通省研究開発評価指針			
総務省 総務省情報通信研究評価実施指針	公表（web）	<ul style="list-style-type: none"> 初版：電気通信審議会の答申「情報通信技術の研究評価の在り方について」を受けて案を作成し、パブリックコメントを経て策定。 改定版：上記答申内容を踏まえて改定案を作成し、パブリックコメントを経て策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年4月に（独）情報通信研究機構が発足することに伴い、研究開発施策体系が変更され再整理されたこと 近年、研究開発の視点として、標準化及び知的財産戦略への取り組みが一層重要視されるようになったこと 評価の公正さ、客観性を高めるために、外部評価の活用が一層重視されるようになったこと 	<ul style="list-style-type: none"> （独）情報通信研究機構の発足を踏まえた修正 研究開発施策体系の変更・再整理による修正 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」と「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく評価との関係を整理し、事前評価、継続評価、事後評価、採択評価、追跡評価の用語定義を明確化 評価の視点として、標準化及び知的財産戦略への取り組みに対する観点を充実 外部評価の活用を拡大 	
	公開 URL : http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040401_9.html				

各省庁における研究開発評価指針・規程等の策定プロセス、
改訂の経緯・予定及び特筆すべき点 (3/3)

指針・規程等の名称	公表の有無と方法	指針・規程等の策定プロセス	改訂経緯（今後の予定を含む）と主な改訂のポイント	特筆すべき点など
環境省 環境省研究開発評価指針	公表（web）	総合環境政策局長決定（H14.4.1）	・ 16年度中：指針の適用範囲の見直し - 指針策定後の新規事業を適用範囲に加える	
	公開 URL : http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.html			
外務省				
警察庁				
法務省 法務総合研究所研究評価実施要領	非公表		・ H13.11.28:引用用語等の変更（新指針の策定）	
	研究評価検討委員会設置要領	非公表	・ H14.1.31:引用用語等の変更（新指針の策定）	
財務省 政策評価に関する基本計画	公表（web）			
	公開 URL : http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/14nendo/hyouka/kihonkeikaku.pdf			
財務省 財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領	公表（web）			
	公開 URL : http://www.customs.go.jp/ccl/index.htm			

各省庁から送付を受けた回答様式（1）を基に作成（12月15日現在）

研究開発機関・大学等における研究開発評価指針等の整備状況

表 1 研究開発機関等における指針・規程等の整備状況

	研究開発機関					資金 配 分 機 関
	先行 独 法	特 殊 法 人 ・ そ の 他 の 独 法	独 立 行 政 法 人 等	国 立 試 験 研 究 機 関 等	計	
有効回答数	21	17	38	23	61	7
整備数	20 (95%)	16 (94%)	36 (95%)	21 (91%)	57 (93%)	7 (100%)
指針・規程等の総数	54	49	103	37	140	45

各研究開発機関等から送付を受けた回答様式(1)を基に作成(12月15日現在)
送付を受けた回答のうち、指針・規程等に該当しないと思われるもの(所管省庁の指針・規程等を記載しているものや制度名を記載しているもの)は対象から除外してある。

表 2 研究開発機関等における指針・規程等の公表状況

	インターネット上での公表		
	公 表	公表予定	計
研究開発機関(57機関中)	21	5	26
資金配分機関(7機関中)	4	1	5

各研究開発機関等から送付を受けた回答様式(1)を基に作成(12月15日現在)
機関内限定のホームページにおける公表については、対象から除外してある。

表3 研究開発機関等の指針・規程等が評価対象として規定しているもの(注)

	研究開発機関					資金配分機関 n=7
	先行独法 n=20	特殊法人 その他の独法・ n=16	独立行政法人等 n=36	国立試験研究機関等 n=21	計 n=57	
研究開発施策	1 (5%)	3 (19%)	4 (11%)	6 (29%)	10 (18%)	2 (29%)
戦略等	1 (5%)	2 (13%)	3 (8%)	3 (14%)	6 (11%)	1 (14%)
制度等	0 (0%)	3 (19%)	3 (8%)	5 (24%)	8 (14%)	1 (14%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5%)	1 (2%)	0 (0%)
研究開発課題	17 (85%)	14 (88%)	31 (86%)	14 (67%)	45 (79%)	7 (100%)
競争的研究資金	2 (10%)	3 (19%)	5 (14%)	5 (24%)	10 (18%)	7 (100%)
重点的資金	12 (60%)	9 (56%)	21 (58%)	11 (52%)	32 (56%)	5 (71%)
基盤的資金	13 (65%)	10 (63%)	23 (64%)	10 (48%)	33 (58%)	3 (43%)
その他	0 (0%)	2 (13%)	2 (6%)	0 (0%)	2 (4%)	0 (0%)
研究開発機関等	10 (50%)	9 (56%)	19 (53%)	15 (71%)	34 (60%)	3 (43%)
機関運営面	9 (45%)	8 (50%)	17 (47%)	15 (71%)	32 (56%)	3 (43%)
研究開発の 実施・推進面	9 (45%)	7 (44%)	16 (44%)	12 (57%)	28 (49%)	3 (43%)
その他	2 (10%)	1 (6%)	3 (8%)	1 (5%)	4 (7%)	0 (0%)
研究者等の業績	12 (60%)	4 (25%)	16 (44%)	11 (52%)	27 (47%)	2 (29%)
その他の評価	1 (5%)	1 (6%)	2 (6%)	1 (5%)	3 (5%)	0 (0%)

各研究開発機関等から送付を受けた回答様式(1)を基に作成(12月15日現在)

先行独法：平成13年4月に独法化された国立試験研究機関、博物館等

()内のパーセンテージは指針・規程等を策定している機関数に対する割合。

表4 大学等における指針・規程等の整備状況（注）

	法人 国立 大学	公立 大学	私立 大学	利用 機関 大学 共同	計
有効回答数	70	19	85	3	177
整備数	54 (77%)	10 (53%)	46 (54%)	2 (67%)	112 (63%)
指針・規程等の総数	120	14	89	21	244

各大学等から送付を受けた回答様式（1）及び指針・規程等を基に作成（12月15日現在）各大学等からの回答のうち、指針・規程等に該当しないと思われるもの（自らが策定していない指針・規程等を記載しているものや、プロジェクト・事業及び制度、報告書や申請用紙等を記載しているもの）は対象から除いてある。また、中期目標及び中期計画、大学学則等については、掲載している大学とそうでない大学があり、数値の整合性をとるために対象から除外した。

表5 大学等における指針・規程等の公表状況（注）

	インターネット上での公表（大学数）		
	公 表	公表予定	計
国立大学法人（54校中）	19	12	31
公立大学（10校中）	1	1	2
私立大学（46校中）	3	2	5
大学共同利用機関（2校中）	1	0	1
計（112校中）	24	15	39

各大学等から送付を受けた回答様式（1）指針・規程等を基に作成（12月15日現在）学内限定のホームページにおける公表については、対象から除外してある。

表6 大学等の指針・規程等における評価対象の内訳（注）

	国立 大学 法人	公立 大学	私立 大学	大学 共同 利用 機関	計
	n=54	n=10	n=46	n=2	n=112
研究（開発）戦略・制度等	18 (33%)	4 (40%)	13 (28%)	1 (50%)	36 (32%)
研究（開発）課題	24 (44%)	7 (70%)	21 (46%)	2 (100%)	54 (48%)
機関・部局	39 (72%)	6 (60%)	23 (50%)	1 (50%)	69 (62%)
教員（研究者）等の業績	25 (46%)	5 (50%)	32 (70%)	1 (50%)	63 (56%)
その他の評価	9 (17%)	0 (0%)	3 (7%)	0 (0%)	12 (11%)

各大学等から送付を受けた回答様式（1）を基に作成（12月15日現在）
（）内のパーセンテージは指針・規程等を策定している大学等における割合。

表7 平成16年度以降に指針・規程等を策定・改定した大学等

	16年度以降に 策定した大学	16年度以降に 改定した大学	計（延べ数）
国立大学法人（54校中）	37	16	53
公立大学（10校中）	1	2	3
私立大学（46校中）	5	10	15
大学共同利用機関（2校中）	2	1	3
計（112校中）	45	29	74

各大学等から送付を受けた回答様式（1）を基に作成（12月15日現在）
国立大学法人及び私立大学の値には、それぞれ1校ずつ16年以降に新たに指針・規程等の策定を行い、改定も行った大学が含まれる。